

第3章 墜落による危険の防止

第1節 通則

(この章の目的)

第10条 この章の規定は、作業床の端、建設物の床又は壁面にある開口部及びたて坑、40度以上の斜坑又は坑井の坑口の開口部（以下この章において「開口部等」という。）、足場、架設通路等からの作業者の墜落による危険の防止を目的とする。

解説

会員の講ずべき具体的な安全衛生措置事項を示す章は第3章～第11章であり、冒頭の第3章に「墜落による危険の防止」を取り上げている。

建設業における墜落災害の発生件数は、毎年、死亡災害全体の4割近くを占めていることから、墜落災害防止は重点的に取り組むべき事項である。

第3章には、「作業床の端」、「建設物の床又は壁面の開口部」、「たて坑」、「40度以上の斜坑」、「坑井の坑口の開口部」、「足場」、「架設通路」などからの作業者の墜落による危険の防止を図ることを目的とする安全衛生措置事項を第11条から第35条まで定めている。

なお、墜落防止のためには、作業床を確保する、作業床の端には高さ90cm以上^{*}の手すり^中と中棧等を設ける。また、開口部は滑動しない丈夫なもので塞ぐか、手すり等で囲うことになる。この設置が困難な場合には、防網（安全ネット）を張る、安全帯等を使用することになる。

※90cmは自主基準である、詳細は第18条に記載

☆用語の意味☆

- ・ 「架設通路等」の「等」には、法面、井戸、ピットなどがある。
- ・ 「40度以上の斜坑」は、安衛則第525条において墜落による危険防止措置を講ずることが定められていること等から記載した。
- ・ 「坑井（こうせい）」は、鉋石等の昇降、通気などの小さな縦穴、一般的には地震観測・温泉などの調査井、採油井なども坑井といわれている。

第3章に共通する安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
事業者の講ずべき措置	安衛法第20条、第21条、第23条、第24条
労働者の義務	安衛法第26条
注文者の措置	安衛法第31条第1項
墜落等による危険の防止	安衛則第518条～第530条
通路等	安衛則第540条～第575条
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号
墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン	平30.6.22基発0622第2号

区 分	安衛法令等
墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針	昭51.8.6 技術上の指針公示第8号
保護帽の規格	昭50.9.8 労働省告示第66号
墜落制止用器具の規格	平31.1.25厚生労働省告示第11号
建設工事における墜落制止用器具に係る活用指針	2019年1月 日本建設業連合会

本節と主に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「足場組立て等工事の作業指針」 「改訂版 足場の組立て等作業の安全—能力向上教育用テキスト—」 「建築物等の鉄骨組立て等の作業指針」（建築鉄骨・その他編）（鉄塔・その他編） 「地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針」 「切取工事の安全」 「ビル建築工事の安全」 「新版 正しく使おう安全带」 「フルハーネス型安全带使用作業特別教育用テキスト」

(作業床の設置等)

第11条 会員は、高さが2 m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある次の各号に掲げる作業を行う場合には、作業床を設けなければならない。ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

- (1) 鉄骨の組立ての作業
- (2) 足場の組立て、解体又は変更の作業
- (3) 足場における作業
- (4) 屋根上における作業
- (5) 法面等における作業
- (6) その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業

2 会員は、前項において、高さ5 mを超える箇所で作業者に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させなければならない。

解説

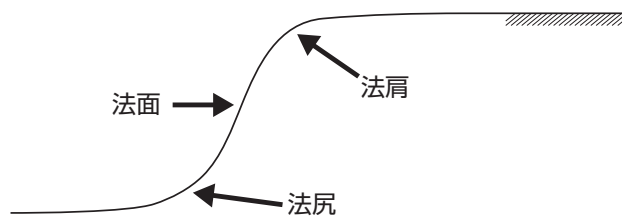
第11条第1項は、安衛則第518条に基づくものである、墜落による危険を防止するため、作業床を設けるべき作業を示し、作業床を設けることが困難な場合には、防網（安全ネット）を張り、安全帯を使用させるなどの墜落防止のための措置を講じることを定めている。

なお、作業床の端、開口部等には、基本的に作業床そのものを設けることができない又は設けないので、除いている。

第2項は「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平30.6.22基発0622第2号）に基づくものである。

☆用語の意味☆

- ・ 「開口部等」の「等」は、作業床の端、建設物の床又は壁面にある開口部及びたて坑、40度以上の斜坑又は坑井の坑口の開口部がある。
- ・ 「作業床を設けることが困難な場合」とは目的とする作業の種類、場所、時間等からみて、足場を設けることが現実から著しく離反している場合等をいい、単なる費用の増加等はこれに当たらないこと。
- ・ 「安全帯」に関しては、法改正により労働安全衛生規則では「墜落制止用器具」とされたが、本規程においては従来通り安全帯と記載する。
- ・ 「安全帯を使用させる等」の「等」には、荷の上の作業であって安全帯の使用が困難な場合に保護帽（墜落・飛来落下兼用型）を着用することなどをいう。（昭43.6.14安発第100号）また、高所作業車の使用もある。



- ・ (5)の「法面等」の「等」には、法肩での作業などが含まれる。
- ・ (6)の「その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業」とは、例えば、橋梁架設作業、鉄筋の組立て作業など、建設工事では様々な作業が考えられる。

第11条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業床の設置等	安衛則第518条～第520条
注文者の措置	安衛則第653条
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号
墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン	平30.6.22基発0622第2号
墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針	昭51.8.6技術上の指針公示第8号
墜落制止用器具の規格	平31.1.25厚生労働省告示第11号

(安全帯等の使用)

第12条 会員は、高さが2 m以上の箇所で、次の各号に掲げる作業を行う場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

- (1) 開口部等における手すり、囲い、覆い等の防護設備（以下「防護設備」という。）の取付け若しくは取り外しの作業又は防護設備を取り外して行う作業
- (2) つり足場における作業
- (3) 一側足場における作業
- (4) 足場において、手すりを取り外して行う作業
- (5) 足場において、手すりを設けることが著しく困難な作業

2 会員は、前項において、高さ5 mを超える箇所で作業者に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させなければならない。

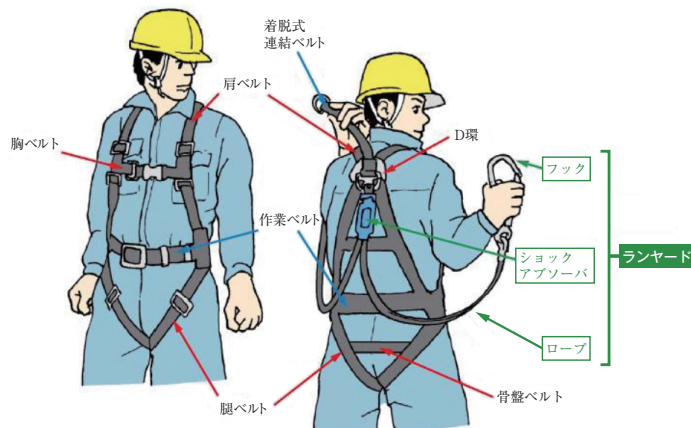
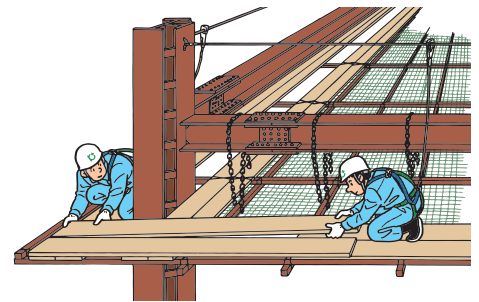
解 説

第12条第1項は、安衛則第519条第2項等に基づくものであり、高さが2 m以上の箇所で(1)～(5)の作業においては、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講ずるよう定めている。

(1)(3)は安衛則第519条第2項に基づく、(2)は自主基準となる、(4)(5)は安衛則第563条第3項に基づくものであり、同規則第5項において、その必要がなくなった後に、直ちに当該設備を現状に復さねばならないものである。

第2項は、平成30年6月22日付けの「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」によるものであり、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件に基づくものである。

これより低い高さでは胴ベルト型の使用が認められているところであるが、取付位置を高くする等フルハーネス型の安全帯の使用を工夫していくことが望まれる。



出典：厚生労働省リーフレットより

☆用語の意味☆

- ・ 「安全带等」の「等」には、手すり、囲い、覆い等の防護設備などを含めている。
- ・ (1)の「開口部等」の「等」は、作業床の端、建設物の床または壁面にある開口部及びたて坑、40度以上の斜坑又は坑井の坑口の開口部がある。「覆い等」の「等」には、安全ネットなどがある。
- ・ (2)の「つり足場」とは、例えばチェーンと桁を用いて作業板を支持する「つり棚足場」で、手すり等を設けることができない状態のときが該当することになる。(つり枠足場は、高さ90cm以上の手すり、幅木等が取付けられる枠を用いることができるので、手すり等を設ければ(2)は該当しない。さらに、橋梁工事などにおけるつり棚足場の場合で、手すり、幅木等や墜落防止の安全ネット等が設けられていれば該当しない。)
- ・ 「安全带」は、厚生労働大臣が定める墜落制止用器具の規格に適合するものでなければならない。この墜落制止用器具の規格では、フルハーネス型安全带についても構造性能が定められている。

第12条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業床の設置等	安衛則第518条～第520条
注文者の措置	安衛則第653条、第654条、第655条
墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン	平30.6.22基発0622第2号
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号
墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針	昭51.8.6 技術上の指針公示第8号
墜落制止用器具の規格	平31.1.25厚生労働省告示第11号

(作業指揮者の指名等)

第13条 会員は、前条第1項各号に掲げる作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) その日の作業を開始する前に、安全帯の取付設備（安全帯を安全に取り付けるための設備をいう。以下同じ。）に異常がないことを確認すること。
- (2) 作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。
- (3) 作業者が保護帽及び安全靴等の安全な履物等を着用していることを確認すること。
- (4) 開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合にあっては、当該作業の休止時又は終了時に防護設備が元の状態に復していることを確認すること。

解 説

第13条は、安衛則に基づく作業主任者の職務等をベースに、作業指揮者を指名しての直接指揮について自主基準を織り込んでいる。

第12条の(1)～(5)の作業では、作業指揮者を定めて、作業を行わせることを定めている。

その作業指揮者の職務に関しては、(1)は安衛則第567条第1項に関連するものであり、(2)(3)は高さが5m以上の足場においては作業主任者の職務とされており、(4)は安衛則第563条第5項に基づくものである。

この他に、作業の方法、順序について周知・指揮や、最大積載荷重の確認、足場上からの部材、工具の落下防止、足場上の整理整頓などについては、当然、実施していかなければならない。

なお、作業主任者や職長を指名し、これらの職務を作業主任者や職長に行わせれば、作業指揮者を指名し、その職務を行わせたこととして差し支えない。

☆用語の意味☆

- ・ (1)の「確認する」の事項は、第17条の各号と同じ。
- ・ (1)の「安全帯の取付け設備」には、親綱等を配置した取付設備のほか、本体構造部そのものへの取付けが含まれる。
- ・ (3)の「安全靴等」の「等」は、作業に適応した履物全般をいう。
- ・ (4)の「開口部等」の「等」は、作業床の端、建設物の床又は壁面にある開口部及びたて坑、40度以上の斜坑又は坑井の坑口の開口部がある。
- ・ (4)の「防護設備」は、手すり、囲い、覆い等がある。

第13条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
墜落制止器具の安全な使用に関するガイドライン	平30.6.22基発0622第2号
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号
建築物等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者の選任を要さない墜落の危険のある作業は作業指揮者を指名）	安衛則第529条

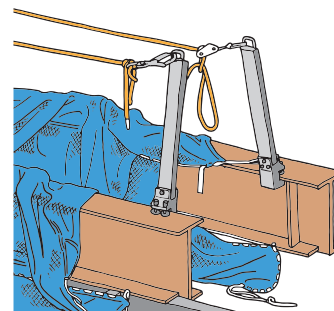
(安全帯の取付設備等)

第14条 会員は、高さが2 m以上の箇所で作業者に安全帯を使用させて作業を行う場合には、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知しなければならない。

解 説

第14条は、安衛則第521条に基づくものであり、安全帯を使用させるときは、安全帯の取付設備を設けることと、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知することを定めている。

安全帯の取付設備には、建設中の構造体・構築物そのもの、専用の取付金具、親綱及び親綱支柱などがある。



☆用語の意味☆

- ・ 「使用方法等」の「等」には、水平親綱取付け箇所の状態・スパン長と落下高さの関係の明確化、強風などの悪天候時の使用（作業）禁止、使用時間帯、必要に応じ照明の配備などの使用条件がある。

第14条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
安全帯等の取付設備等	安衛則第521条
墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン	平30.6.22基発0622第2号
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号

(安全帯の取付設備の構造及び強度)

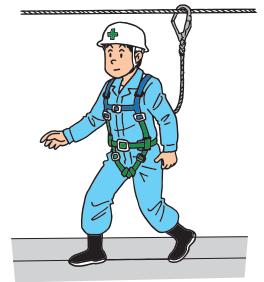
第15条 会員は、安全帯の取付設備については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 使用条件に応じた十分な強度を有すること。
- (2) 安全帯を損傷するおそれのない形状であること。
- (3) 安全帯を容易に取り付けて使用できるものであること。
- (4) 作業者の腰より上方の位置に設けること。

解 説

第15条は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づくものであり、安全帯の取付設備は、安全帯のフックを取付設備にかけた状態で墜落しても、地上や水平床面まで墜落させないための設備であり、この取付設備は墜落を阻止する際に大きな衝撃力が加わっても、衝撃力により破壊することのないよう、また、安全帯が損傷しないよう、さらに、安全帯のフックを取付設備に容易に掛けられるようにすることなどを定めている。

安全帯を安全箇所に取り付けやすく、使用しやすくするための定めである。



☆用語の意味☆

- ・ (1)の「使用条件に応じた十分な強度とは」墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであることをいい、取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けないこと。例えば、水平親綱の取付けスパン長と地上高さの使用条件から、水平親綱をワイヤロープにするか、合成繊維ロープにするかの選択、あるいは、構造物に専用の取付金具を設ける使用条件から、構造物と取付金具の溶接等での接合状態などがある。
- ・ (2)の「安全帯を損傷するおそれのない形状」とは、取付け箇所に掛けた安全帯のフックが墜落阻止時の力で折れ曲がるような取付設備の形状、安全帯のロープが鋭利な箇所にかかり墜落阻止時の衝撃力で切断が予想されるような形状などである。近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように養生等の処置を講ずること。
- ・ (3)の「安全帯を容易に取り付けて使用できるもの」とは、1本つりの安全帯で安全帯のロープを構造物に回し掛けをしないうで、安全帯のフックが掛けられるような状態、安全帯のフックを掛けるため開口部などに身を乗り出したり、背伸びをしたりしないで掛けられる状態をいうもので、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれがないものであること。
- ・ (4)の「作業者の腰より上方の位置」とは、墜落高さをできるだけ小さくし、墜落阻止時に人体に受ける衝撃力を軽減するためである。ハーネス型安全帯では、安全帯のランヤードを取付けるD環の位置が人体の背中の中にあるので、腰よりさらに上のD環より上の位置に安全帯取り付け設備を設けることが必要である。

第15条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
安全帯等の取付設備等	安衛則第521条
墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン	平30.6.22基発0622第2号
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号

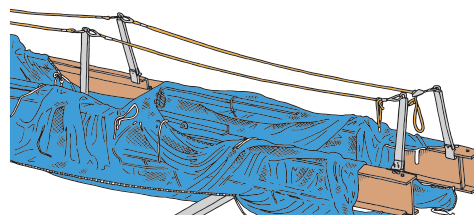
(安全帯の取付設備の取付け)

第16条 会員は、安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、作業床等の安全な場所で行わなければならない。ただし、やむを得ず、墜落による作業者の危険のおそれのある場所で取り付ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 安全な昇降設備を設けること。
- (2) 臨時的な安全帯の取付設備を設け、取り付ける作業を行う者に安全帯を使用させること。
- (3) 作業責任者を指名して作業の手順、安全帯の使用等を確認させること。

解 説

第16条は、自主基準であり、安全帯の取付設備の設置を、地上、作業床等のある場所で行うことを定めている。やむを得ず、墜落の危険のおそれのある場所で安全帯の取付設備の設置をする場合は、(1)で昇降設備を設けること、(2)で安全帯を使用させること、(3)で作業責任者を指名して、作業手順を定め手順に基づく作業と、安全帯の使用とその使用状況を確認させることを定めている。



☆用語の意味☆

- ・ 「作業床等」の「等」には、高所作業車を活用した場合などがある。
- ・ (2)の「臨時的な安全帯の取付設備」には、安全ブロックの活用などがある。
- ・ (3)の「安全帯の使用等」の「等」には、保護帽及び安全な履物の着用状況がある。

第16条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
安全帯等の取付設備等	安衛則第521条
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号
墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン	平30.6.22基発0622第2号

(点検等)

第17条 会員は、安全帯の取付設備については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に次の各号に掲げる事項を点検させなければならない。この場合において、異常があるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- (1) 取付金具のき裂、変形、ゆるみ、脱落等の有無
- (2) 親網の摩耗、変形、損傷、腐食等の有無
- (3) 素線又はストランドの切れ、ゆるみ等の有無
- (4) 緊結箇所のゆるみ等の有無

解 説

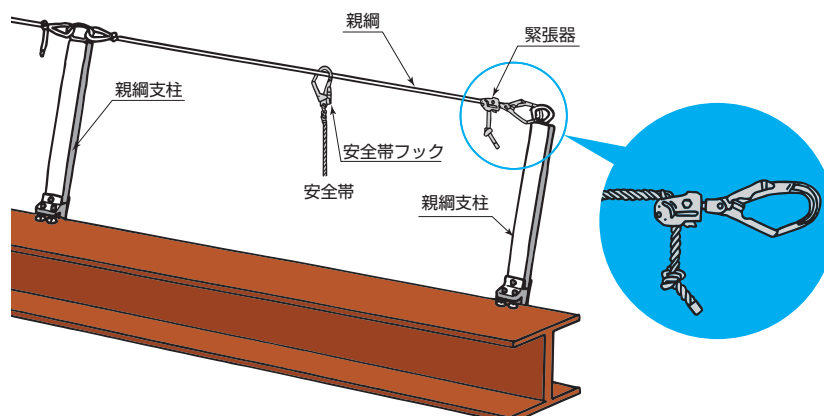
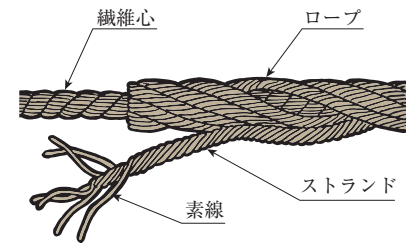
第17条は、自主基準であり、安全帯の取付設備の点検と、異常がある場合の補修・取替について定めている。

この点検等の時期は、取付設備の設置時、取付設備を使用する作業開始前、地震・悪天候後などがある。

第12条の各号の作業を行う場合に、第13条で指名する「作業指揮者」や、第16条の「作業責任者」などが「点検者」となって、この取付設備を使用する作業開始前に(1)~(4)の事項について点検等を行うことを定めている。

安全帯の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

点検・保守及び保管については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平30.6.22基発0622第2号)によること。



☆用語の意味☆

- ・ (1)の「取付金具のき裂、変形、ゆるみ、脱落等」の「等」には、腐食などのほか、専用取付金具や支柱の溶接状態、締付状態などもある。
- ・ (2)の「親綱の摩耗、変形、損傷、腐食等」の「等」には、焼け焦げ、たるみ状態などがある。
- ・ (3)の「素線」、「ストランド」は、親綱として用いるワイヤロープ、繊維ロープそのものをより具体的な点検事項として定めたものである。
- ・ (3)の「素線又はストランドの切れ、ゆるみ等」の「等」には、形くずれ（キンク、素線の飛び出し、つぶれなどを含む。）がある。
- ・ (4)の「緊結箇所のゆるみ等」の「等」には、親綱緊張器自体の不具合なども点検対象となる。

第17条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
安全带等の取付設備等	安衛則第521条
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号
墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン	平30.6.22基発0622第2号

(架設通路)

第18条 会員は、架設通路を設ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 床材は、丈夫な構造で、著しい損傷、変形、腐食等がないものであること。
- (2) 床は、幅が40cm以上で、床材間の隙間は3cm以下とし、床材と建地との隙隔は、12cm未満とすること。
- (3) 手すり等は、次によること。
 - ア 丈夫な構造とすること。
 - イ 材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。
 - ウ 床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下に中棧等を設けること。
- (4) 必要に応じて、高さ10cm以上の幅木等を設けること。
- (5) こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたものについては、この限りでない。
- (6) こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。

解 説

第18条は、架設通路を設置する場合の構造要件を定め安衛則第552条をベースに、それを上回る自主基準を織り込んでいる。

(1)は、安衛則第552条の「丈夫な構造」に加え、著しい損傷、変形、腐食等がないものであることを含め、安衛則第559条の材料等から求められている事項を織り込んで、床材の材料として定めている。

(2)は、安衛則第563条第1項第2号の作業床の内容を織り込み、幅40cm以上の確保と、床材間から小物の落下がないように、床材間の隙間を3cm以下とし、さらに平成27年7月1日に法改正された内容を受けて、床材と建地の間隔は、12cm未満とすることを盛り込んだものである。

(3)は、手すりに用いる材料について安衛則第563条第1項第3号の内容を織り込んで定めており、繊維ロープ等可撓製かとうせいのものは不適である。

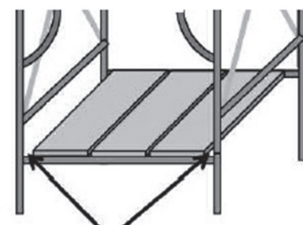
手すりの床面からの高さは90cm以上として、床面から高さ35cm以上50cm以下の中棧等を設けることとしている。なお、幅木を設けた場合の中棧の高さは、幅木の上端からの高さとしてよい。また、手すりが高くなり「手すりの中棧」、「幅木の中棧」の内法間隔が45cm以上となるときは、中棧を2本以上設け、それぞれの間隔が45cmを超えないように、又は幅木を設け、幅木上端と中棧と手すりそれぞれの間隔が45cmを超えないようにするなどの措置が望まれる。なお、45cmを超えない間隔は、「墜落防護工安全基準の解説（一社）仮設工業会」を参考にしている。

手すりの高さについては、

①移動式足場の安全基準に関する技術上の指針では、「作業床の周囲には、高さ90cm以上で中棧付きの丈夫な手すり及び高さ10cm以上の幅木を設ける」こととしている。

さらに、②産業安全研究所（現（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所）の研究報告「仮設手摺の具備条件（昭52.1.15）」では、手すりの高さ95cm以上とするとまとめている。

③建築学会発行の「建築工事標準仕様書・同解説JASS2仮設工事」の解説では、一般社団法人仮設工業会の「墜落防護工安全基準」では、開口部などの第1種では手すりの高さ95cm以上、作業床の周囲など第2種では手すりの高さ90cm以上とし、中棧、幅木を配置すると解説している。



床材と建地との
隙間12cm未満

出典：厚生労働省
リーフレットより

①～③のように、平成21年の安衛則の改正時に本来手すりの高さは90cm以上とするべきであったが、当時すでに出回っている一部の「くさび緊結式足場」が高さ90cmをわずかに満足できない状況であったため、安衛則は85cm以上となったものである。

しかしながら、最近のくさび緊結式足場の建地材は、緊結部のピッチを広げ、手すり高さ90cm以上を確保できるようにしたものがある。

また、④建築基準法令の構造物としての手すりの高さについては、110cm以上という定めもある。

このような状況を考慮し、「建設業労働災害防止規程」では、平成20年の変更時の建設業労働災害防止規程と同様に、現行の安衛則第552条第1項第4号イの「手すり高さ85cm以上」よりも高い「90cm以上とし、中棧等」を設けることを定めている。

(4)は、架設通路の下方での仕事において、小物の落下物の危険がある場合等必要に応じ、幅木を設けることとし、幅木等の高さは安衛則第563条第1項第6号と同じ10cm以上とした。なお、幅木は、つま先板ともいわれ、物の落下や足の踏み外しを防止するために床材の外縁に設ける木製又は金属製の板のことである。

(5)、(6)は、安衛則第552条と同じ定めである。

☆用語の意味☆

- ・ (1)の床材の「丈夫な構造」とは、床材の場合は、歩行時にたわみがなく、床材が破壊することのない強度（180cmスパンで積載荷重で100kg程度＝人が一人渡る程度の荷重）を有していることが必要である。
- ・ (3)の手すりの「丈夫な構造」とは、作業者が手すりにかける力に対し、耐えられる強さがあることである、(80kg f /m (780N/m) 前後は必要で、産業安全研究所（現(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所）の研究報告「仮設手摺の具備条件」(昭52.1.15)では、使う場所、状況での軽量級は35kg /人重量級は122kg /人、一般社団法人仮設工業会ガイドポストの認定試験では、1種（手すり高さ95cm）で85kg、2種（手すり高さ90cm）40kgで試験。）がある。
- ・ (1)、(3)イの「腐食等」の「等」には、欠点、破損などがある。
- ・ (3)の「手すり等と同等の設備」には、手すり枠等がある。
- ・ (3)ウの「中棧等」の「等」には、高さ35cm以上の幅木、防音パネルなどを設けることがある。
- ・ (4)の「幅木等」の「等」には、高さ10cm以上の防音パネル、水平・垂直防網、メッシュシートなどを設けることがある。
- ・ (6)の「その他の滑止め」には、凹凸又は穴明け加工したものなどがある。

第18条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
架設通路	安衛則第552条
材料等	安衛則第559条
作業床	安衛則第563条
注文者の措置	安衛則第654条
「手すり先行工法に関するガイドライン」について	平21.4.24基発第0424001号
移動式足場の安全基準に関する技術上の指針	昭50.10.18技術上の指針公示第6号

(悪天候時の作業の禁止)

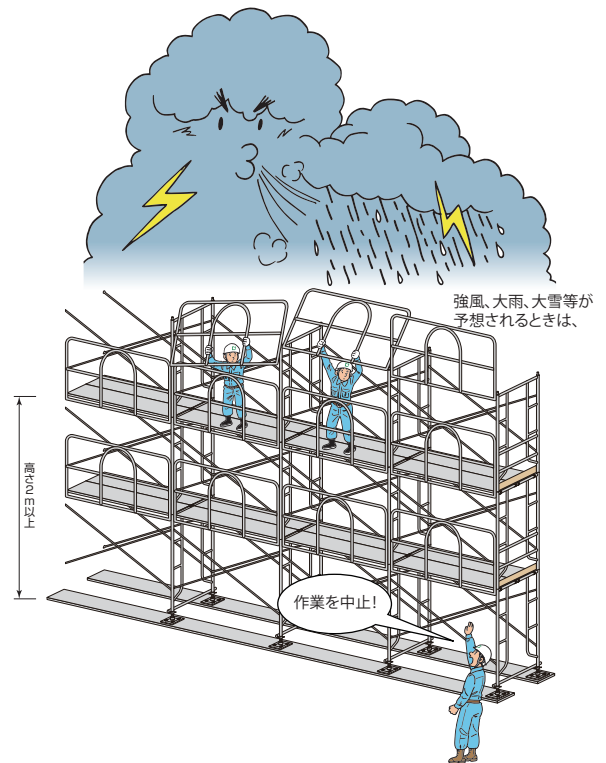
第19条 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、墜落による危険が予想される場合には、第11条各号に掲げる作業を行ってはならない。

解 説

第19条は、安衛則第522条に基づくものであり、第11条で定めた2 m以上の箇所で行う次の作業について、悪天候時の作業中止を定めている。

- (1) 鉄骨の組立ての作業
- (2) 足場の組立て、解体又は変更の作業
- (3) 足場における作業
- (4) 屋根上における作業
- (5) 法面等における作業
- (6) その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業

なお、安衛則第522条では、高さ2 m以上の箇所で作業を行う場合において、悪天候のため、作業の実施に危険が予想される場合は、作業に従事させてはならないとして、同等のことが定められており、第19条では具体的な作業を明示したものである。



☆用語の意味☆

- ・ 大雪等の「等」には、「落雷（雷注意報）」などがある。
なお、強風・大雨・大雪は、昭34.2.18基発第101号通達で次のように解釈されている。
「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風をいう。
「大雨」とは、一回の降雨量が50mm以上の降雨をいう。
「大雪」とは、一回の降雪量が25cm以上の降雪をいう。
また、気象注意報等が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む。
- ・ 「その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業」とは、高さ2 m以上の箇所で、作業者が墜落する危険のあるすべての場所で行う作業をいう。

第19条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
悪天候時の作業禁止	安衛則第522条
強風・大雨・大雪	昭46.4.15基発第309号

第2節 開口部等からの墜落による危険の防止

(防護設備の設置)

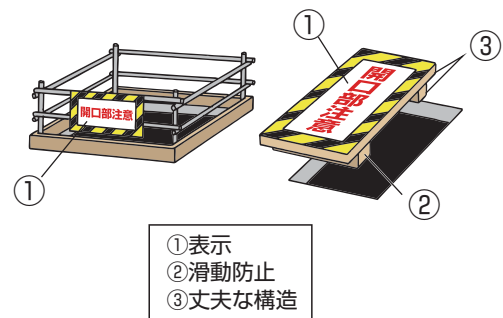
第20条 会員は、高さが2 m以上の開口部等には、次のいずれかに掲げる丈夫な構造の防護設備を設けなければならない。この場合において、手すりを設けたときは、中さん等を設けるものとする。

- (1) 床面からの高さが90cm以上の手すり、囲い等
- (2) 滑動防止措置を講じた覆い

解説

第20条は、安衛則第519条に基づくものであり、高さが2 m以上になる開口部等には、高さが90cm以上の手すり、囲い等を設けるか、滑動しない覆いで塞ぐことを定めている。

本条は、手すり、覆いの構造を明確にしたものである。



☆用語の意味☆

- ・ 「開口部等」の「等」は、作業床の端、建設物の床又は壁面にある開口部及びたて坑、40度以上の斜坑又は坑井の坑口の開口部がある。
- ・ 「手すり、囲い等」の「等」には、柵、安全ネット、覆いなどがある。ここでいう手すり、囲い等は、人力に対し抵抗できる丈夫な構造を有することが必要である。((注) 単に空間を仕切る繊維ロープ、セーフティコーンとバーによるものは、外力に対する抵抗性が低く、手すりではない。)

覆いについても、開口部等から作業者の墜落を阻止するものであるから、作業者自身の重量と運搬する荷の重量に抵抗できうる強度が必要である。

第20条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
開口部等の囲い等	安衛則第519条
注文者の措置	安衛則第653条

本節に関連する建災防参考リーフレット

リーフレット
「開口部等からの墜落災害防止対策」

(点検等)

第21条 会員は、開口部等の防護設備については、あらかじめ点検者を指名し、その日の作業開始前に、その者に開口部等の防護設備の状態について点検させ、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

解 説

第21条は、自主基準であり、開口部等の防護設備（手すり、中棧、囲い等）については、防護状態の維持を徹底するため、点検者を指名し、防護状態について点検し、異常のあるときは補修等することを定めている。

点検方法、時期は、安全施工サイクル活動の中で、開口部等及びその周辺でのその日の作業開始前点検のほか、週間点検又は月例点検の機会においても点検者を指名し、あらかじめ定めた点検項目（手すり、中棧、覆い等の配置、取付け・固定等の状態）に基づき実施していくことが必要である。

点検時期は、その日の作業開始前が基本であるが、作業休止時に、他の作業グループが、防護設備を動かし回復しないままにしておく可能性も否定できないので、作業休止後の作業再開時に行うことも必要である。

なお、日常作業においては、作業開始前点検で職長等が点検者となり、周辺の防護設備の点検を行い、安全を確認した後に、作業を開始することになる。

また、足場に関しては安衛則第567条で義務づけられており、防止規程第25条で定めている。

☆用語の意味☆

- ・ 「点検等」の「等」には、異常が認められたときの補修、取り替えがある。
- ・ 「開口部等」の「等」は、作業床の端、建設物の床又は壁面にある開口部及びたて坑、40度以上の斜坑又は坑井の坑口の開口部がある。
- ・ 「取り替え」には、覆いの損傷等による覆いの取り替えがある。

(表示等)

第22条 会員は、開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合には、開口部及び開口部付近への関係者以外の者の立ち入りを禁止し、かつ、見やすい箇所に「開口部使用中注意」等の表示をしなければならない。

解 説

第22条は、自主基準であり、第12条第1項(1)に定める、「開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合」は、開口部及びその付近を関係者以外立入禁止にし、かつ、見やすい箇所に「開口部使用中注意」※等の表示をすることを定めている。

本条の作業を行う場合においては、第12条における措置を講ずるべきである。

※安全標識については、基本的な標識のデザインを定めた「建災防統一安全標識」がある。詳細については、巻末の参考1を参照されたい。



☆用語の定義☆

- ・ 「開口部等」の「等」は、作業床の端、建設物の床又は壁面にある開口部及びたて坑、40度以上の斜坑又は坑井の坑口の開口部がある。

「開口部使用中注意」等の「等」には、「作業中につき立入禁止」の表示などがある。

第3節 足場からの墜落による危険の防止

(手すり先行工法の導入及び本足場の設置)

第23条 会員は、足場の組立て等の作業を行う場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(平成21年4月24日付け基発第0424001号))に基づく作業方法の導入に努めなければならない。

2 会員は、足場の設置幅が1m以上ある場合は、本足場を設置しなければならない。ただし、障害物等の存在により本足場の設置が著しく困難な場合には、この限りではない。

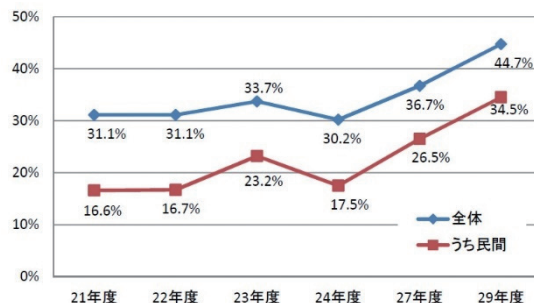
解説

第23条第1項は、足場の組立て等の作業では「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の導入に努めていくことを定めている。

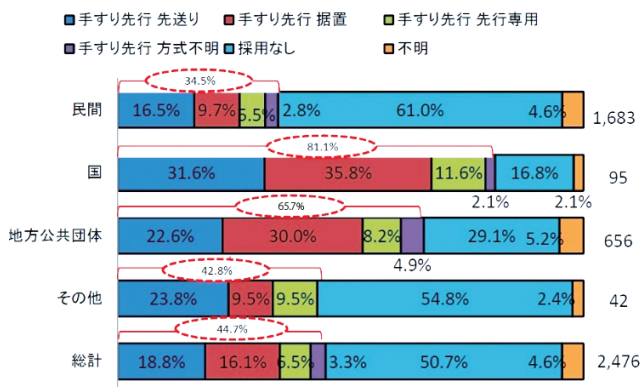
建設業の労働災害を見ると、最近でも従来型の足場からの墜落災害が発生しているので、手すり先行工法による足場の組立て等作業や、次世代足場^{*}で総称されている働きやすい安心感のある足場を使用する必要性は高い。

国発注工事では、8割以上で手すり先行工法が採用されている(「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」(厚生労働省)の資料から)との発表もあるが、民間工事を含めた、すべての建設工事での普及となると44.7%程度であり、未だ十分とはいえないので、工事関係者は、一層、手すり先行工法の導入に努める必要がある。

手すり先行工法の採用率の推移

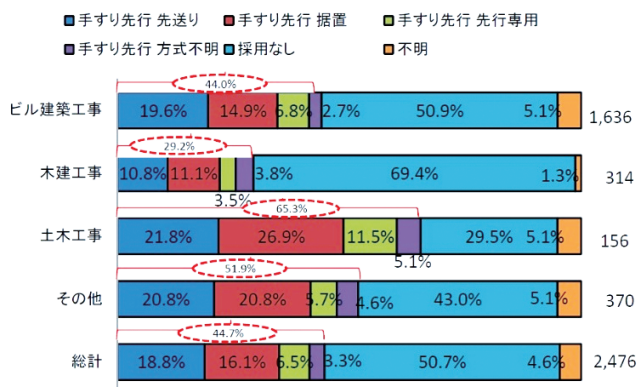


手すり先行工法の採用状況(発注者別)



「より安全な措置」等の実施状況

手すり先行工法の採用状況(工事別)



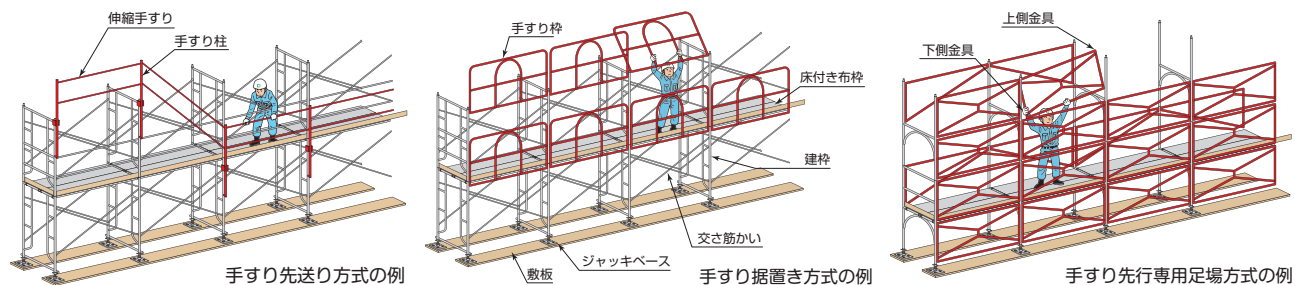
手すり先行工法の採用率の推移

出典：「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」(厚生労働省)より

※次世代足場とは

次世代足場とは、これまで主流となっている枠組み足場の規格などを安全面・施工面・管理面から全面的に洗い直した次世代規格ともいえる足場の総称である。枠組み足場が導入された半世紀前と比べ、成人男性の平均身長は160cm→170cmに伸びている。

手すり先行工法の種類としては、現在のところ主に「手すり先送り方式」、「手すり据置き方式」、「手すり先行専用足場方式」がある。これらの方式の組立て手順等は、建災防発行「手すり先行工法等に関するガイドラインの活用」を参照されたい。



なお、木造家屋等低層住宅建築工事については、第35条において「足場先行工法に関するガイドライン」を適用するとしているが、手すり先行工法の採用を妨げるものではない。

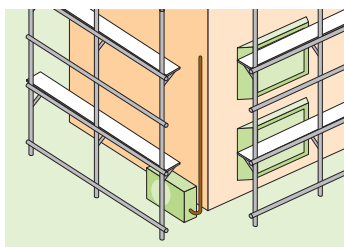
第2項は、安衛則第561条の2に基づくものであり、一側足場に対しての法規制がないため、墜落災害が多発している現状を鑑み、今般足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用すること。ただし、つり足場の場合や、障害物の存在、その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが著しく困難なときはこの限りではない。

なお、幅が1m未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用すること。

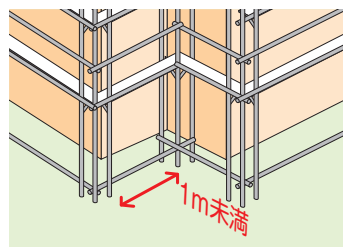
【参考】「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

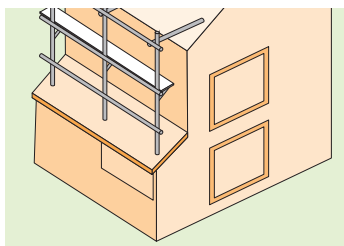
・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



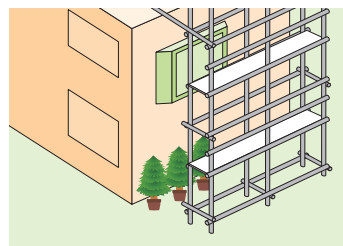
・建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設ける時等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては、建築物と足場の作業床との間隔が30cm以内とすることが望ましい。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。

第23条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
鋼管足場～鋼管の強度の識別	安衛則第570条～第573条
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号、 <u>令5.3.14基安発0314第2号</u>
「手すり先行工法に関するガイドライン」について	平21.4.24基発第0424001号
<u>本足場の使用（令6.4.1）</u>	<u>安衛則第561条の2</u>

本節に関連する建災防頒布の参考図書・リーフレット

図書名・リーフレット
「手すり先行工法等に関するガイドラインの活用」 「手すり先行工法等に関するガイドラインの普及・定着に向けて（手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場）」 「足場の組立て等工事の作業指針」 「改訂版 足場の組立て等作業の安全—能力向上教育用テキスト—」 「足場の組立て後等の安全点検表〈建災防統一足場点検表〉」

(足場に設ける手すり等)

第24条 会員は、足場に設ける手すり等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 丈夫な構造とすること。
- (2) 材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。
- (3) 桝組足場（妻面に係る部分を除く。）にあつてはア又はイを、桝組足場の妻面に係る部分又は桝組足場以外の足場にあつてはウを設けること。

ア 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の下棧若しくは高さ15cm以上の幅木又は同等以上の機能を有する設備

イ 手すり桝

ウ 床面からの高さ90cm以上の手すり等及び高さ35cm以上50cm以下の中棧等

- (4) 作業床は、幅が40cm以上で、床材間の隙間は3cm以下とし、床材と建地との隙間は、12cm未満とすること。

解説

第24条は、安衛則第563条をベースに、それを上回る自主基準を織り込んでいる。

本条は、足場を設置する場合における手すり及び作業床の構造要件を定めている。桝組足場以外の手すりの構造要件は、架設通路（第18条）と同等である。

(1)は、安衛則第563条第1項第3号の内容を織り込んで定めている。丈夫な構造とは、少なくとも作業者が手すりにかける力に対し、耐えうる強さである。

(2)は、安衛則第563条の第1項第3号の内容を織り込んで定めている。手すりは、繊維ロープ等の可撓性かとうの材料で構成されるものであってはならない。

(3)は、桝組足場（桝組足場の妻面を除く。）と、桝組足場以外の足場（桝組足場の妻面を含む）についての手すり等の構造要件を定めている。

桝組足場（桝組足場の妻面を除く。）の手すり等は、

イ 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木又は同等以上の機能を有する設備

ロ 手すり桝

とする。

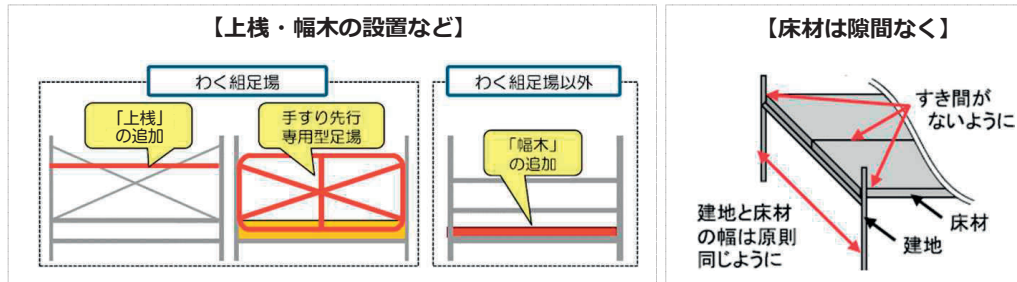
桝組足場以外の足場（桝組足場の妻面を含む。）の手すり等は、

ハ 床面から高さ90cm以上の手すり等及び高さ35cm以上50cm以下の中棧を設ける。中棧は、うちのり間隔が45cmを超えない間隔で設ける。

なお、桝組足場の交さ筋かいは、昭43.9.16基収第3523号の通達で手すりとして取扱われていたが、平成21年の安衛則第563条の改正で、棧等を設けることが必要になっている。

また、手すり先行工法等に関するガイドラインにおける「働きやすい安心感のある足場の基準」では、交さ筋かいに加え、上棧、下棧を配置することが示されている。

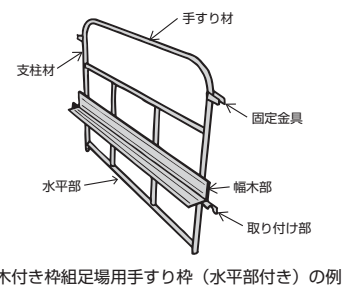
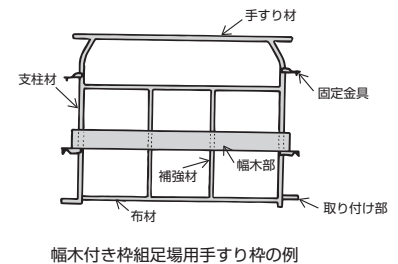
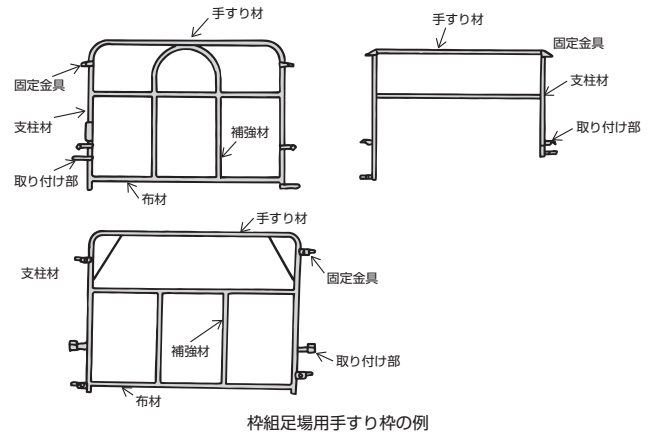
(4)は、安衛則第563条第1項第2号の内容である。



出典：厚生労働省リーフレットより

☆用語の意味☆

- ・ (1)の手すりの「丈夫な構造」とは、作業者が手すりにかかる力に対し、耐える強さがあることである。(80kg f/m (780N/m) 前後は必要で、産業安全研究所 (現(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所)の研究報告「仮設手摺の具備条件 (昭52.1.15) では、使う場所、状況での軽量級は35kg/人重量級は122kg/人、一般社団法人仮設工業会ガイドポストの認定試験では、1種(手すり高さ95cm)で85kg、2種(手すり高さ90cm)40kgで試験。)
- ・ (2)の「腐食等」の「等」には、欠点、破損、構成部材の脱落などがある。
- ・ (3)アの「高さ」とは、床面から棧又は幅木の上縁までの高さをいう。
- ・ (3)アの「同等以上の機能を有する設備」には、高さ15cm以上の防音パネルなどがある。
- ・ (3)イの「手すり枠」とは、例えば右図のようなものをいう。
- ・ (3)ウの「高さ」とは、手すりの場合、床面から手すりの上縁までの高さをいい、中棧等の場合、床面から中棧等の上縁までの高さをいう。ただし、幅木が設けられた場合の中棧の高さは、幅木上縁から中棧上縁までの高さをいう。
- ・ (3)ウの「中棧等」の「等」には、高さ35cm以上の幅木、防音パネルなどがある。



第24条と安衛法令等の関係

区	分	安衛法令等
作業床		安衛則第563条
注文者の措置		安衛則第655条
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱		平27.5.20基安発0520第1号
枠組足場の交さ筋かいは手すり		昭43.9.16基収第3523号
手すり先行工法に関するガイドラインについて		平21.4.24基発第0424001号

(点検等)

第25条 会員は、足場における作業を行うときは、あらかじめ、点検者を指名し、その者に、その日の作業開始前に、手すり等の状態について点検させ、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

2 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て等の後において、点検者を指名し、その者に、足場における作業開始前に、材料の状態、手すり、幅木等各部材の取り付け状態、脚部の沈下・滑動の状態等を点検させ、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

3 会員は、第1項及び第2項の点検を行ったときは、点検結果及び補修等の措置内容を記録し、点検実施者の氏名を明記し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

解 説

第25条は、安衛則第567条、第568条に基づいた定めを踏まえてはいるが、自主基準の部分がある。

第1項では、点検者を指名し、手すり、棧、幅木、中棧、手すり枠の取付け状態について、その日の作業を開始する前に点検をさせ、異常がある場合は、補修、取り替えをすることを定めている。なお、つり足場の点検事項は、下記①～⑤、⑦及び⑨の点検事項の点検を行わなければならない（安衛則第568条）。

「その日の作業開始前」に点検することになるが、作業休憩後の作業再開時にも承知しないまま、他作業との関連で足場の状態が変化していることも考えられるので、点検を実施することが望まれる。

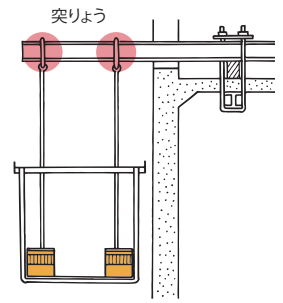


第2項は、安衛則第567条第2項と同様な定めであり、悪天候、地震、足場組立て等後、足場における作業を行うときは、点検者を指名し、その者に、作業開始前に足場を点検し、異常が認められたときは直ちに補修、取り替えをすることを定めている。

第2項の点検者は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の別添「より安全な措置」に示された足場組立て等作業主任者能力向上教育修了者、足場点検実務者研修修了者等、足場に関して十分な知識、経験を有する者とする。

なお、第2項の材料の状態、手すり、幅木等各部材の取り付け状態、脚部の沈下・滑動の状態等の点検は、安衛則第567条と同様であり、次のような箇所が点検対象となる。

- ①床材の損傷、取付け及び掛渡し状態
- ②建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- ③緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ④手すり、棧、幅木、中棧設備の取りはずし及び脱落の有無
- ⑤幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- ⑥脚部の沈下及び滑動の状態
- ⑦筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- ⑧建地、布及び腕木の損傷の有無
- ⑨突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能



なお、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の別添「より安全な措置」に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を参考にしてチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うことが望ましい。

第3項は、安衛則第567条第1項、第2及び第3項と同様な定めであり、点検結果及び補修、取り替え措置の内容を記録するとともに、点検実施者の氏名を明記し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することを定めている。安衛則第568条（つり足場の点検）では記録等の義務はないが自主基準として第3項と同様とする。

☆用語の意味☆

- ・ 「点検等」の「等」には、補修、取り替えがある。
- ・ 「手すり等」の「等」には、棧、幅木、中棧、手すり枠及びこれらと同等の設備がある。
- ・ 「幅木等」の「等」には、棧、中棧及びこれらと同等の設備がある。
- ・ 「脚部の沈下・滑動の状態等」の「等」には、筋かい、壁つなぎの取付け状態、建地、布の損傷状態などがある。
- ・ 「補修等」の「等」には、取り替えがある。
- ・ 「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」は、それぞれの会員が請け負った仕事が終了するまでの間であって、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいう。

第25条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
注文者の点検	安衛則第655条
点検	安衛則第567条
つり足場の点検	安衛則第568条
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱	平27.5.20基安発0520第1号
「手すり先行工法に関するガイドライン」について	平21.4.24基発第0424001号

(最大積載荷重等の表示等)

第26条 会員は、足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重を表示しなければならない。

2 会員は、足場に載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示するよう努めなければならない。

3 会員は、作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 作業床中央部付近に荷重を集中させないようにすること。

(2) 著しい衝撃を与えないようにすること。

解 説

第26条は、安衛則第562条を踏まえ、表示を行うことを明確にした自主基準である。

第1項では、足場の構造及び材料に応じて、足場に載せることができる最大積載荷重を表示しなければならないとし、

第2項において、最大積載荷重をよりわかりやすく周知するために、最大数量（例えば、人だけなら2人）の表示をすることに努めることとしている。

足場へのこれらの表示は、作業者の見やすい位置で、足場構面に対し、1箇所以上は表示することがよい。

第3項は、作業床の破損防止、足場の倒壊防止のため、荷重を作業床中央部に集中させないこと、また、作業床に大きな衝撃を与えるような使用部材・機械設備の仮置き方をしないこと、作業床上へ作業者が飛び降りをしていないこと、建設機械、クレーン等からの外力が作用するようにしないことを定めている。



※安全標識については、基本的な標識のデザインを定めた「建災防統一安全標識」がある。詳細については、巻末の参考を参照されたい。

☆用語の意味☆

- ・ 「最大積載荷重の表示等」の「等」には、作業床での物の載せ方がある。

第26条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
最大積載荷重	安衛則第562条
注文者の措置	安衛則第655条

(足場を使用する場合の禁止事項)

第27条 会員は、足場を使用する作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 昇降設備以外の場所からの昇降の禁止
- (2) 許可された場合以外の足場部材の取外しの禁止
- (3) 手すり等から身を乗り出す作業の禁止 (ただし、やむを得ず身を乗り出す必要がある場合は、安全带等を使用させること。)

解 説

第27条は、安衛則第526条、第563条に基づいた定めを踏まえているが、自主基準の部分がある。

(1)は、安衛則第526条第2項に基づいた定めである。

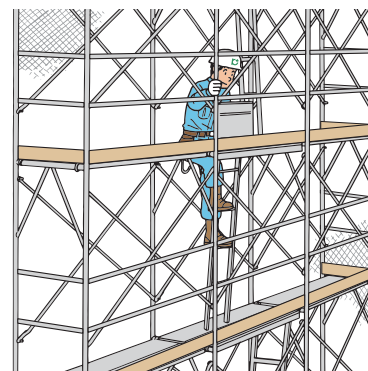
(2)は、自主基準であり、足場部材の取り外しは、足場を管理している者(元方事業者など)から許可された場合以外に行うことを禁止したものである。

やむを得ず許可し足場部材を取り外した場合で、その状態での作業が終了した場合は、安衛則第563条第5項及び防止規程第13条(4)等により、必ず取り外した足場部材を復元させることが必要である。なお、工事現場によっては、元請業者の書面による許可制により足場部材を取り外すことができ、また、復元の結果を同書面で報告するような管理をしている建設企業がある。

(3)は、足場の手すり等から身を乗り出し資材を受け取る作業中に、墜落する災害が発生しているので、手すり等から身を乗り出す作業を禁止した。また、やむを得ず身を乗り出す必要性が生じる場合は、あらかじめ、その作業者に安全带等を使用させることをただし書きとして追記した。

☆用語の意味☆

- ・ 「昇降設備」には、足場内に設ける階段枠がある。その他に、階段枠の設置が困難な場合、また、緊急的に昇降しなければならない場合に予め設置される「ハッチ式床付き布枠と昇降はしごが一体となった昇降設備」がある。
- ・ 「手すり等」の「等」には、中棧と手すり間、作業床(幅木)と中棧間などからの身を乗り出すことがある。
- ・ 「安全带等」の「等」には、グリップの使用などがある。



ハッチ式床付き布枠の例

第27条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
昇降するための設備の設置等	安衛則第526条

(移動式足場等)

第28条 会員は、脚輪を取り付けた移動式足場を使用する場合には、次の各号に掲げた措置を講じなければならない。

- (1) 昇降設備、作業床、手すり等を設けること。
- (2) 手すり等は、次によること。
 - ア 丈夫な構造とすること。
 - イ 材料は、たわみの生ずるおそれがなく、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。
 - ウ 手すりの床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下の中さん等を設けること。
- (3) 高さ10cm以上の幅木を設けること。
- (4) 作業者を乗せたまま移動させることを禁止すること。
- (5) 脚輪のストッパーを掛けること。(移動させる場合を除く。)
- (6) 最大積載荷重を表示し、最大積載荷重を超えて積載しないこと。
- (7) その日の作業開始前に、設置した移動式足場の安定性、手すり等の取り付け状態等を点検し、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えること。

2 会員は、脚立及び移動はしご作業においては、適正な使用を励行しなければならない。

解 説

第28条第1項は、「移動式足場の安全基準に関する技術上の指針（昭50.10.18技術上の指針公示第6号）」及び第562条、第567条、第570条等と同等の定めである。

なお、移動式足場の部材や高さ等の構造要件、使用方法は、第28条のほか、同指針において細かく定められているので、これを満たした構造・使用とすることが必要である。

(5)は、安衛則第570条第1項第2号と同等の定めでもある。

(6)は、安衛則第562条と同等の定めであり、移動式足場に載せる最大積載荷重を同足場の見やすい箇所に表示し、その最大積載荷重を超えての積載を禁止した。

(7)は、安衛則第567条に基づき、手すり等の取り付け状態に加えて、安定性を点検項目として加えたものである。

なお、点検結果と、補修等の措置内容は記録することが必要である。

また、移動式足場の組立て等後、地震、悪天候後等の点検・記録保管等は、防止規程の第25条の措置をすることが必要である。

第2項は、はしご等における災害が多発しているため、適正な使用を徹底することとする。

(図参照) 作業前のチェックポイント

☆用語の意味☆

- ・ 「中棧、幅木」は、同等の効果がある防音パネルなどを取り付けることでもよい。
- ・ 「手すり等」の「等」には、中棧、幅木などがある。
- ・ 「手すり等の取り付け状態等」の「等」には、脚輪のブレーキ、ストッパーの状態、昇降設備の状態などがある。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

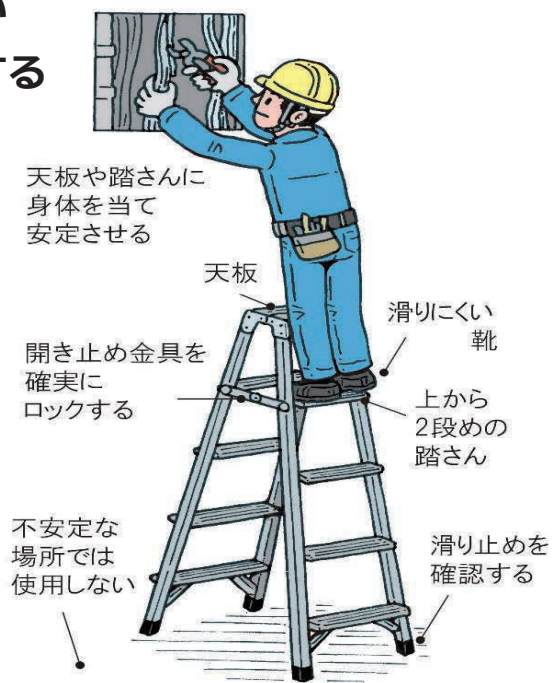
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

第28条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
注文者の措置	安衛則第655条
鋼管足場（脚輪を取り付けた移動式足場）	安衛則第570条第1項第2号
移動式足場の安全基準に関する技術上の指針	昭50.10.18技術上の指針公示第6号

【参考】 移動式足場の高さについて

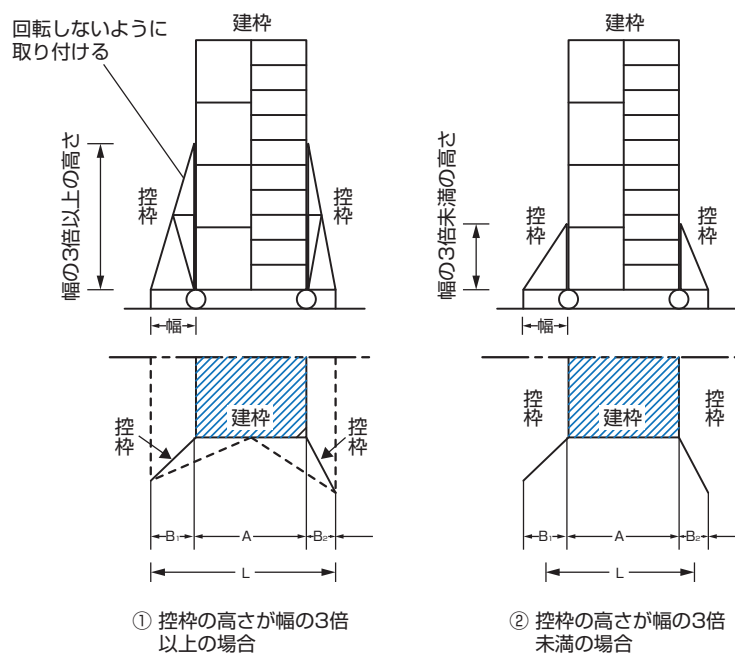
1 枠組足場用標準枠の枠幅0.9mを使用する場合は1層、枠幅1.2mを使用する場合は2層、専用枠（枠幅1.524m）を使用する場合は4層までの高さで使用する。

2 控枠を使用する場合は、層数を増すことができる。

ただし、移動中の転倒を防止するため、その高さは次式による。

$H \leq 7.7L - 5.0$ H：脚輪の下端から作業床までの高さ（m）

L：脚輪の主軸間隔（狭いほうの間隔）（m）



① 控枠の高さが幅の3倍以上あり、かつ、控枠が回転しないように建枠に取り付けられている場合

$L = A + B_1 + B_2$ としてHを求める。

② ①以外の場合

$L = A + (B_1 + B_2) / 2$ としてHを求める。

(作業指揮者の指名等)

第29条 会員は、足場における作業（第12条各号に掲げる作業及び足場の組立て、解体又は変更の作業で、当該作業の作業主任者（以下「足場の組立て等作業主任者」という。）を選任する作業を除く。）を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業者が、作業に適した安全带、保護帽及び安全靴等の履物等を着用していることを確認すること。
- (2) 墜落のおそれがある作業箇所、作業状態において、作業者が、安全带を適切に使用していることを確認すること。
- (3) 足場上の材料、工具等の飛来・落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認すること。
- (4) 足場の作業床に載せてある物が表示された最大積載荷重等を超えていないことを確認すること。

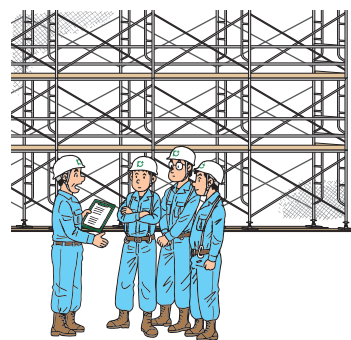
解 説

第29条は、自主基準であり、足場における作業では、作業指揮者を指名し、その作業を直接指揮させ、その者に安全带の使用状況を確認させるなど、(1)～(4)の職務を行わせることを定めている。手すり等の墜落防護設備を外した場合には、当然のこととして復元を作業指揮者が確認しなければならない。

また、本条の足場における作業指揮者には、第126条第2項で、足場の倒壊による危険防止の観点から、第126条第1項に定める次の(1)～(3)の事項を行わせることとしているので、足場における作業においては、本条より指名される作業指揮者にこの(1)～(3)の事項についても対応させることが必要である。

- (1) 手すり等、筋かい、壁つなぎ等の取り付けが有効であることを確認する。
- (2) 部材、工具等の上げ下ろしを行う場合には、作業者がつり網、つり袋等を使用していることを確認する。
- (3) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認する。

なお、防止規程第12条の安全带を使用する作業は、同第13条で作業指揮者を定めることを規定しているのでここでは除くこととし、つり足場、張り出し足場、高さ5 m以上の足場の組立て等作業をする場合は、足場の組立て等作業主任者の選任が安衛則第565条で必要になり、また、その職務は安衛則第566条で定められているので、足場の組立て等作業主任者の選任の作業は除くとした。



しかしながら、(1)～(4)の内容については、安全確保の上で大切な事項であるので、防止規程第13条の作業指揮者の職務に定められていない事項、安衛則第566条の足場の組立て等作業主任者の職務に定められていない事項については、同作業主任者に行わせることが望まれる。

足場の組立て等の業務特別教育

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における圍場の作業の業務を除く。）については足場の組立て等の業務特別教育を受けたものが従事しなければならないので、作業開始前に当該作業に従事するものが受講していることを確認する。

なお、この足場の組立て等の業務特別教育は足場の高さの制約がないので、主に内装工事で使用する、複数の脚立に足場板を渡して緊結した脚立足場の組立て等の業務も対象となる。

☆用語の意味☆

- ・ 「作業指揮者の指名等」の「等」には、作業の直接指揮と、(1)～(4)の確認させる事項が含まれている。
- ・ 「安全靴等」の「等」には、爪先部を保護する地下足袋などがある。
- ・ 「材料、工具等」の「等」には、機械設備などがある。
- ・ 「最大積載荷重等」の「等」には、「最大積載数量」がある。

第29条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
建築物等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者の選任を要さない墜落の危険のある作業は作業指揮者を指名）	安衛則第529条
作業主任者を選任すべき作業、足場組立て等の作業主任者の選任及び職務	安衛法施行令第6条第15号、安衛則第565条、安衛則第566条

第4節 スレート等の屋根からの墜落による危険の防止

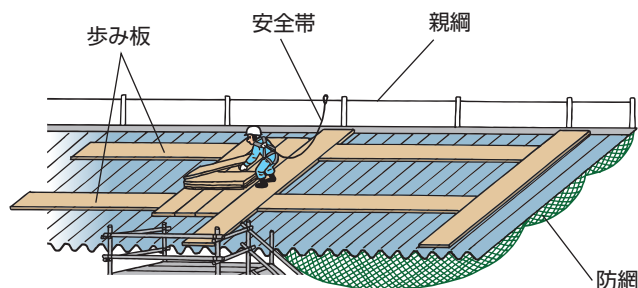
(歩み板等の設置等)

第30条 会員は、作業者が、スレート、木毛板等でふかれた屋根の上で作業を行う場合又はその屋根の上を通行する場合には、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

解説

第30条は、安衛則第524条と同等の定めであり、スレート等の屋根における踏み抜きによる危険を防止するため、歩み板（幅30cm以上）の設置、防網（安全ネット）を設けることを定めている。

歩み板の下に防網を張っている墜落防止措置もある。



☆用語の意味☆

- ・ 「スレート」は、セメント等を混ぜた波板、木毛板は木の屑を固め板状にしたものである。
- ・ 「木毛板等」の「等」には、脆弱な塩化ビニール波板、ポリエステル波板などがある。
- ・ 「防網を張る等」の「等」には、親綱を配置し、安全帯を使用させることを含む。

第30条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
スレート等の屋根上の危険の防止	安衛則第524条

(歩み板の設置方法)

第31条 会員は、歩み板が滑動、てんびん等を起こさないよう緊結しなければならない。

解 説

第31条は、自主基準であり、歩み板は、滑動したり、てんびん等を起こさないように緊結することを定めている。

☆用語の意味☆

- ・ 「てんびん等」の「等」には、歩み板端部の梁等へのかかりしろ不足による外れなどがある。
- ・ 「緊結方法」には、番線締め、ゴムバンド締めのほか、釘止めなどの固定方法がある。

(屋根足場の設置)

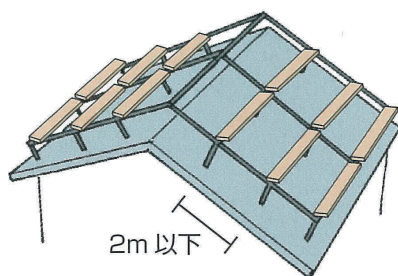
第32条 会員は、こう配が31度（6/10こう配）以上の屋根の上において作業を行う場合には、屋根足場を設置し、幅が20cm以上の作業床を2 m以下の間隔で設けなければならない。

解 説

第32条は、「足場先行工法に関するガイドライン」（平18.2.10基発第0210001号）における「5 足場の構造及び組上げ方法 (12)屋根からの墜落防止 ハ」の項と同等の内容を定めている。

屋根こう配が31度以上になる場合は、滑落等による墜落のおそれが大きくなることから、幅20cmの作業床を2 m以下間隔で屋根足場を設けることを定めている。

・ 6/10 以上の勾配、幅 20cm 以上の作業床



☆用語の意味☆

・ こう配31度（6/10こう配）は、水平方向10に対し垂直方向6のこう配となり、6寸こう配ともよばれている。

第32条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
足場先行工法に関するガイドライン	平18.2.10基発第0210001号

(スレート等に衝撃を与える行為の禁止等)

第33条 会員は、スレート等の屋根上で作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) スレート等の屋根に設けた歩み板への飛び降り、材料、工具等の投げおろし等スレート等の屋根に衝撃を与える行為を行わないこと。
- (2) 作業に適した安全靴等の履物を着用すること。

解 説

第33条は、自主基準であり、スレート等の屋根上作業において、破壊しやすい屋根に衝撃を与えないようにすることと、作業に適した安全靴等の安全な履物を着用して作業をすることを定めている。

☆用語の意味☆

- ・ 「スレート等」の「等」には、木毛板、脆弱な塩化ビニール波板、ポリエステル波板などがある。
- ・ 「投げおろし等」の「等」には、乱暴な歩き方などがある。
- ・ 「作業に適した安全靴等」の「等」には、傾斜のある屋根上での作業を考慮し、できるだけすべり難い靴の着用がある。

第33条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
スレート等の屋根上の危険の防止	安衛則第524条

(作業指揮者の指名等)

第34条 会員は、スレート等の屋根の上で作業を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業者の歩み板又は作業床の使用状況を監視すること。
- (2) 作業者が安全帯を使用していることを確認すること。
- (3) 作業者に前条の規定を順守させること。

解 説

第34条は、自主基準であり、スレート等の屋根上作業では、作業指揮者の指名と、歩み板の使用状況の監視、安全帯の使用状況の確認など、作業指揮者の直接の指揮により作業を行うことを定めている。

なお、(3)は、第33条のスレート屋根上への飛び降り、材料・工具の投げおろしなど「スレート等に衝撃を与えるような行為をしないこと」を定めた規定を順守させることを定めている。

☆用語の意味☆

- ・ 「作業指揮者の指名等」の「等」には、監視、確認等の事項がある。

第34条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
スレート等の屋根上の危険の防止	安衛則第524条

第5節 木造家屋等の低層住宅建築工事における墜落による危険の防止

(足場先行工法等による墜落の防止)

第35条 会員は、木造家屋等の低層住宅建築工事を行う場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 軒の高さが10m未満の住宅等建築物（現場打設の鉄筋コンクリート構造の建築物を除く。）の建設工事を行う場合には、「足場先行工法に関するガイドライン」（「足場先行工法に関するガイドライン」の改正について）（平成18年2月10日付け基発第0210001号）により施工すること。
- (2) 前号によらない場合には、作業床を設けること。ただし、それが困難な場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講ずること。
- (3) 足場の設置が困難な屋根上作業においては、「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に従って行うよう努めること。

解説

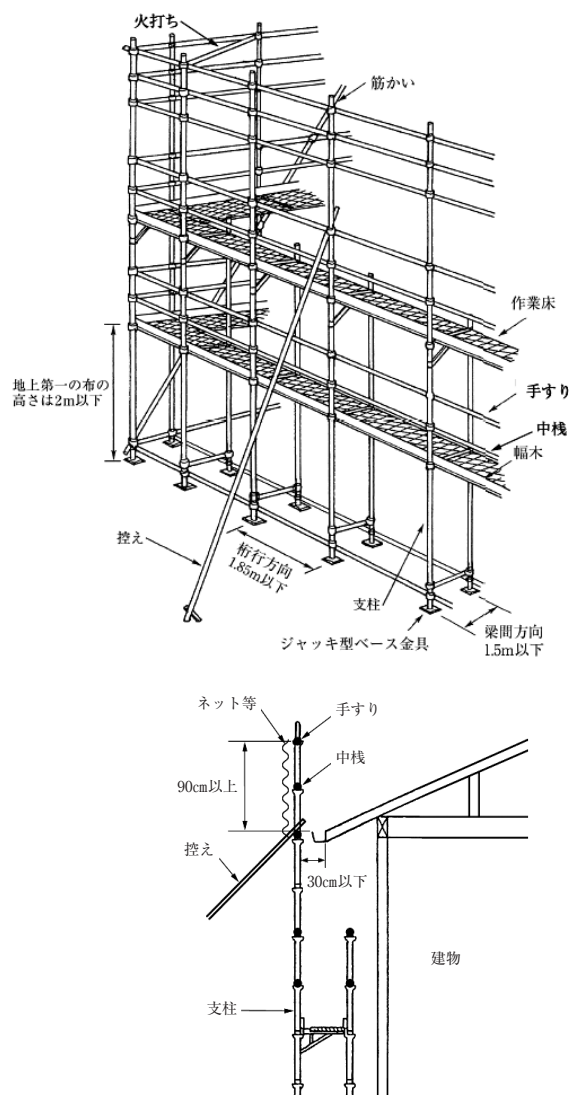
第35条は、木造家屋等低層住宅工事では、「足場先行工法に関するガイドライン」による対応が、平成8年11月11日付け基発第660号の行政通達で示されており、その後、建方作業の足場一部の開放状態での作業や、バルコニー上での無足場状態での作業の課題に対応するため、平成18年2月10日基発第0210001号で改正がされている。

(1)では、軒の高さが10m未満の木造家屋等住宅等建築物の工事では、「足場先行工法に関するガイドライン」による施工を行うことと定めている。

ただし、「足場先行工法に関するガイドライン」5(12)屋根からの墜落防止において、「～手すりは、軒先から75センチメートル以上の高さの位置に設け、かつ、中棧を設けること。」とされているが、防止規程では手すりの高さを90センチメートルと定めている。

※18条解説参照

併せて、中棧の高さは35センチメートル以上50センチメートル以下と定めている。

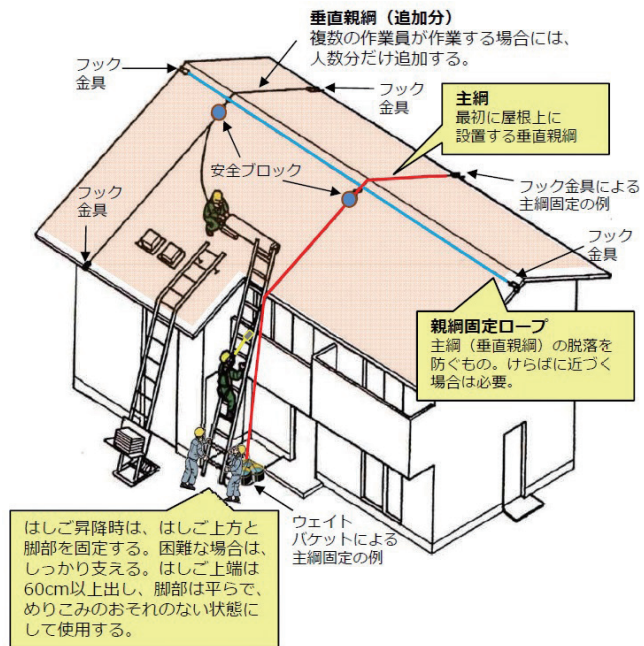


(2)では、敷地の関係などから足場先行工法の採用ができない場合には作業床を設けること。これが設けられない場合には、防網を張り、安全帯を使用させる等墜落による危険を防止することを定めている。

なお、木造家屋等低層住宅工事において、第23条の手すり先行工法を採用する場合は、採用した手すり先行工法で足場先行工法を行うことになる。この工法を採用した場合でも、墜落の危険がある作業では、安全帯は使用させなければならない。

(3)では、足場の設置が困難な屋根上の作業では、平成27年度厚生労働省の委託事業を受け、当協会が平成27年7月にまとめた「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に従って行うように努めることを定めている。

台風等の自然災害において、屋根等の点検補修時においても有効に活用すべきである。



☆用語の定義☆

- ・ 「木造家屋等」の「等」には、軽量鉄骨構造、軽量コンクリート構造等であり、これら構造の低層住宅工事が含まれる。
- ・ 「足場先行工法」とは、建方作業開始前に足場の設置を行い、その後の工事を施工する工法をいう。
- ・ 「安全帯を使用させる等」の「等」には、墜落保護用兼飛来・落下物用の保護帽の着用が含まれる。

第35条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業床の設置等	安衛則第518条
足場先行工法に関するガイドライン	平18.2.10基発第0210001号
墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル	平27.7

本節に関連する建災防頒布の参考図書・リーフレット

図書名・リーフレット
「足場先行工法に関するガイドラインの活用の手引」
「木造家屋建築工事の作業指針」
「木造建築物の組立て等作業の安全」
「足場先行工法に関するガイドラインのあらまし」(リーフレット)